

特記仕様書

1. 地拵

作業種	作業仕様	適用林小班等
全刈地拵	植幅 0.5m 以上 置幅 1.7m 以内	全林小班

2. 植付

(1) 苗木の仕様

樹種	苗区分	苗長	根元径	コンテナ容量	摘要
カラマツ	コンテナ苗	35cm 以上	4mm 以上	150CC 以上	

(2) ha あたりの植栽本数及び苗木の植付間隔

植付樹種	ha あたりの 植付本数	苗木の植付間隔 (水平距離)		適用林小班等
		列間	苗間	
カラマツ(コンテナ苗)	1,600 本	2.5m	2.5m	別添作業条件調査表の とおり
カラマツ(コンテナ苗)	2,000 本	2.2m	2.2m	

(3) シカ柵新設小班は、柵内にニホンジカ等加害獣の侵入が無いことを確認してから作業を実施すること。

3. 獣害対策（シカ柵新設、単木保護資材設置）

シカ柵新設及び単木保護資材設置に係る仕様及び特記仕様は別添「シカ防護柵作設特記仕様書」、「単木保護資材設置特記仕様書」によること。

4. 下刈

下刈時期について、優先度を設定するための協議を行う場合がある。

5. 林地施肥

(1). 使用肥料（例示品）

製品名	保証成分（%）	肥効期間	内容量
マウントキングS	N-P-K-Mg = 12-6-6-2	2.0~2.5年	15 kg/袋（15g/個）

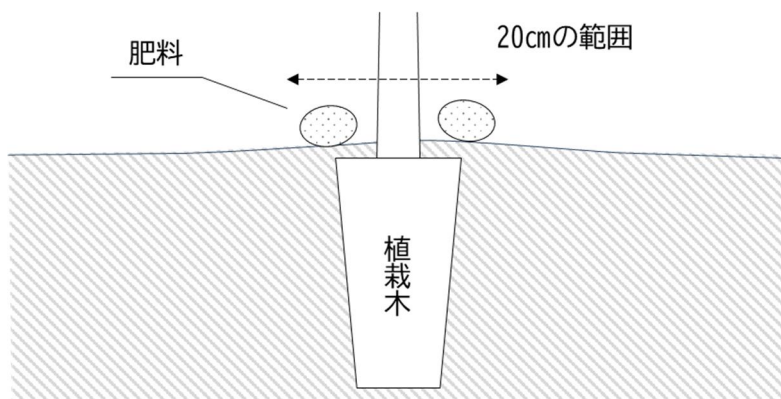
※ 上記は例示品であり、同等以上の性能を有する他製品の使用を認める。

(2). 施肥の方法

ア. 使用する肥料の使用方法等を遵守すること。

イ. 下図のとおり植栽木 1 本当たり 6 個の肥料を、植栽木の根元を中心に 20 cm の範囲内に概ね等間隔となるよう施肥すること。

また、急傾斜地等で設置した肥料が安定しない場合は、必要に応じて肥料が破損しない程度に踏圧すること。



6. 放射線障害防止措置

請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じること。

7. 振動障害の予防等について

(1) チェーンソー作業による振動障害を予防するため、「チェーンソー取扱い作業指針」（厚生労省平成 21 年 7 月 10 日基発 0710 第 1 号・別紙）を確実に遵守するとともに、これらの指針が作業員にも守られるよう必要な措置を講じること。

(2) チェーンソー作業における労働災害の防止について厚生労働省の定める「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成 27 年 12 月 7 日付け基発 1207 第 4 号）に基づき、請負者は作業員にチャップス等の防護衣を着用させることとし、その使用を適切に管理しなければならない。

8. CSF（豚熱）への対応について

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、栃木県における CSF 対策を熟知して適切な対応に努めること

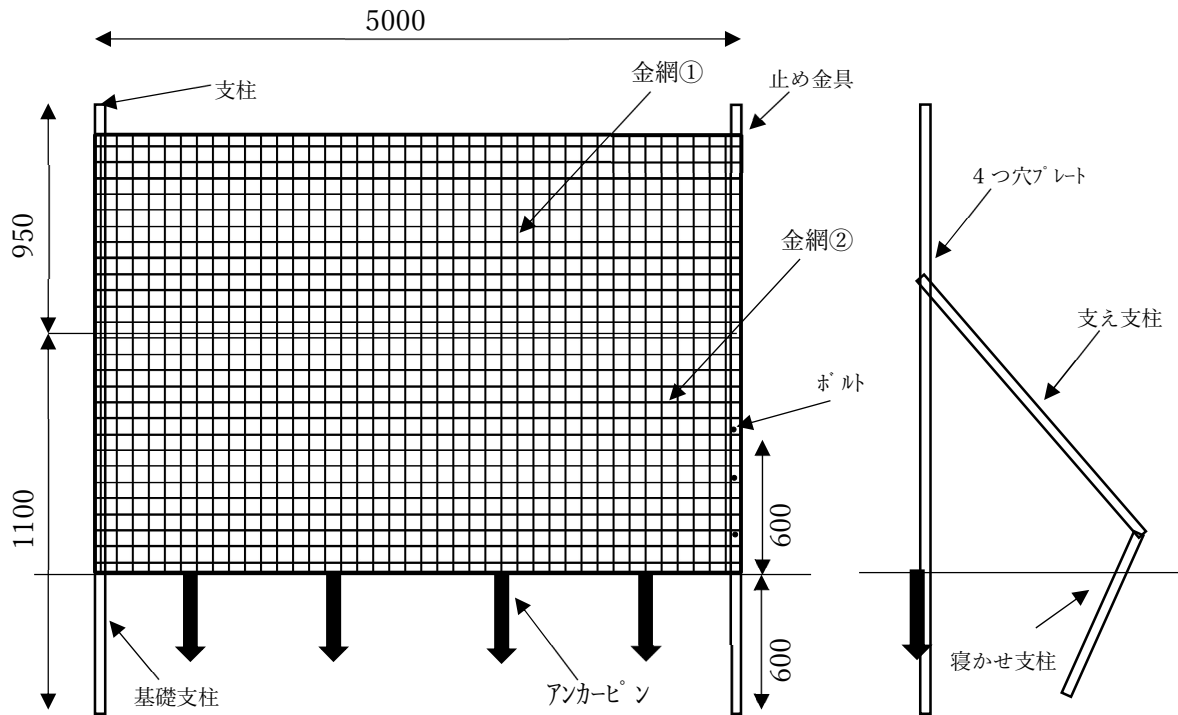
9. その他

林道工事等がある箇所については、事前に監督職員の指示を受けること。

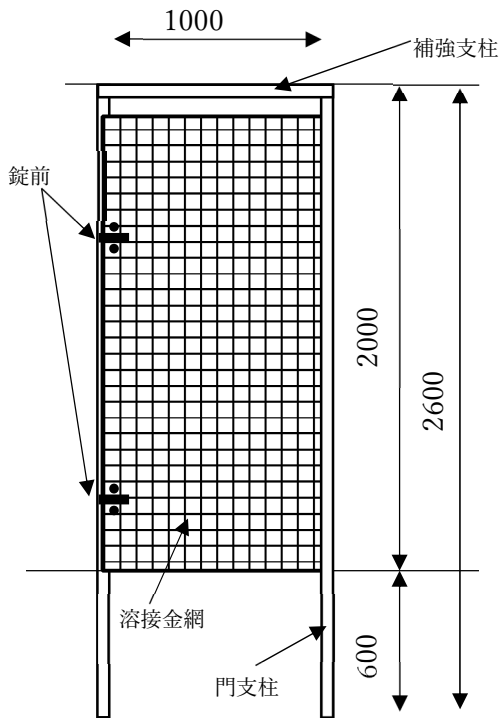
作業種ごとの作業着手については、監督職員の指示を受けること。

シカ防護柵作設特記仕様書

1-1 作設標準図 防鹿柵 (単位mm) (参考図)



1-2 作設標準図 門扉 (単位mm)



2-1 材料表（防鹿柵）（100m当たり）

品名	仕様、品質・規格	数量	単位	単位重量(kg)	備考
金網①	SGクロスフェンス 838-6SSa 25m巻	4	巻	9.4	
金網②	SGクロスフェンス 943-6SSa 25m巻	4	巻	10.7	地面側網目狭い
C型控え支柱	40mm×25mm×2000mm	21	本	2.8	
C型基礎支柱	46mm×31mm×1200mm 1穴	21	本	2.3	
C型控え支柱	40mm×25mm×2000mm	6	本	2.8	
C型支柱	40mm×25mm×687mm	6	本	0.9	
4つ穴プレート	140mm×40mm 4つ穴	12	枚	0.138	
アンカーピン	φ9×440mm	80	本	0.3	
止め金具	上記C型支柱用	129	個	0.03	
補強線	GS-4 φ2.6mm	5	kg	1	
ホルト	M6×20mm H/D	21	個	0.006	

2-2 材料表（門扉）（1基当たり）

品名	仕様、品質・規格	数量	単位	単位重量(kg)	備考
簡易門扉	H1.9×W1.0	1	基	17.0	

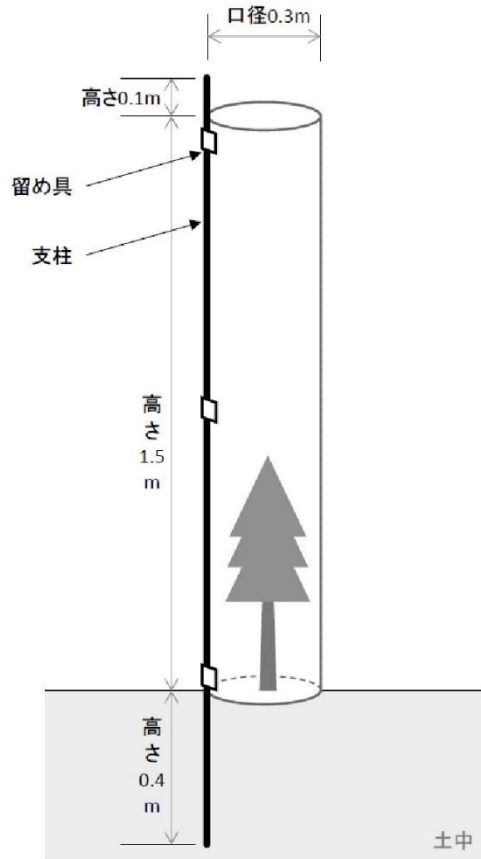
※門扉の設置位置については、監督職員と協議すること。

※上記の資材は「日亜鋼業株式会社 フォレストクロスフェンス」を参考とし、上記の仕様・規格欄の例示品又は同等の品質・規格を満たすものとする。

単木保護資材設置特記仕様書

1-1 作設標準図 単木保護資材

(参考図)



2-1 材料表 (単木保護資材) (1本当たり)

品名	仕様、品質・規格	数量	単位	備考
チューブ	φ150mm×1700mm 筒部分；ポリエチレン樹脂 らせん芯材；ポリエステル樹脂	1	個	
支柱	φ16mm×2100mm 被覆鋼管支柱	2	本	
止め具	φ16mm用	6	ヶ	

※上記の資材は「積水樹脂株式会社 スパイラルグリーン SGK-1.7」を参考とし、上記の仕様・規格欄の例示品又は同等の品質・規格を満たすものとする。

剥皮防止資材設置特記仕様書

1. 設置標準図

別添「標準設計図&施工説明書」のとおり。

2. 材料表

品名	規格	数量	単位	適用林小班
剥皮被害防止用テープ	生分解性（ポリ乳酸樹脂製フィルム）テープ 幅 50mm×長 350m／巻 色：白	2,189	巻	事業箇所一覧表のとおり。

3. 選木

- （1）取り付け対象木は、標準地又は類似林分の選木に準じて行うものとし、具体的な選木は、残存木の配置状況や形質の向上を配慮しつつ、設置することとする。
- （2）クマが通る道の周辺や将来にわたり保残すべき優良木について重点的に巻き付けること。
- （3）形質不良木や劣勢木・被害木等で、保育間伐により伐採される見込みの木については、巻き付けしないこと。

4. 設置本数

事業箇所一覧表のとおりとする。

5. 取り付け方法

- （1）山側から見て、約130cmの高さから螺旋状に10周しながら地際付近まで巻き付け、テープの始点及び終点が外れないよう措置を講ずること。
- （2）対象木へ巻き付ける際、締め付けすぎないように留意すること。
- （3）テープがねじれないように設置すること。
- （4）詳細については別添「標準設計図&施工説明書」を参照すること。

剥皮被害防止用テープ 標準設計図&施工説明書

らせん巻き（径級にかかわらない）

巻き始め2回、らせん巻き6回、巻き終わり2回の計10回巻き付ける。

